

静岡市内職あっせん事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、家内労働者の福祉向上を図るため、内職のあっせんその他の家内労働者を支援する事業（以下「内職あっせん事業」という。）を行う公益財団法人静岡授産福祉センター（以下「授産センター」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、授産センターが内職あっせん事業として実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 内職の指導、相談及びあっせんに関する事業
- (2) 内職発注先の開拓及び市場調査に関する事業
- (3) 内職についての広報に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が内職あっせん事業として必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、内職あっせん事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 給料手当、法定福利費、福利厚生費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、委託費、賃借料、印刷製本費、燃料費、光熱水費、広報費及び雑費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる経費に対し、静岡市以外の者からの補助金の交付を受ける場合は、その交付を受ける金額に相当する額は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、821万9,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 授産センターは、補助金の交付の申請をしようとするときは、内職あっせん事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、補助金の交付を決定したときは、内職あっせん事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により授産センターに通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 経理は、厳正に執り行わなければならないこと。

(2) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を順守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ内職あっせん事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、内職あっせん事業補助金交付決定内容変更・中止・廃止承認通知書（様式第4号）により授産センターに通知するものとする。

(実績報告)

第10条 授産センターは、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該年度の末日までに内職あっせん事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、内職あっせん事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により授産センターに通知するものとする。

(請求)

第12条 授産センターは、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 授産センターは、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、内職あっせん事業補助金概算払承認申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

3 授産センターは、前項の規定による申請に基づき概算払の承認を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出するものとする。

4 概算払により交付した補助金の額と第11条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第14条 授産センターは、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条の2 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、第5条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らか

でない場合は、この限りでない。

(2) 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第10条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

様式第1号（第5条関係）

内職あっせん事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
申請者 氏名 印
電話

内職あっせん事業補助金の交付を受けたいので、静岡市内職あっせん事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の名称
- 2 交付申請額
- 3 事業の概要
- 4 関係書類
 - （1）事業計画書
 - （2）収支予算書
 - （3）その他参考となる書類

様

静岡市長 氏 名 印

内職あっせん事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内職あっせん事業補助金については、次のとおり交付の決定をしたので、静岡市内職あっせん事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件

- (1) 次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的及び内容
 - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 経理は、厳正に執り行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
 - ア 要綱第10条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率

を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、その金額(補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第10条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(7) (1) から(6)までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

4 その他

様式第3号（第8条関係）

内職あっせん事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
申請者 氏名 印
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知を受けた内職あっせん事業について、その事業計画を変更したいので、静岡市内職あっせん事業補助金交付要綱8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

内職あっせん事業補助金交付決定内容変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました内職あっせん事業変更・中止・廃止承認申請について、次のとおり承認したので、通知します。

承認事項

様式第5号（第10条関係）

第 号

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

申請者 氏名

印

電話

内職あっせん事業実績報告書

年 月 日 第 号により補助金交付の決定を受けた内職あっせん事業が完了
したので、静岡市内職あっせん事業補助金交付要綱10条の規定により、報告します。

記

1 補助対象経費確定額 円

2 補助金請求額 円

3 添付書類

（1）事業報告書

（2）収支決算書

様式第6号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

内職あっせん事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した内職あっせん事業補助金の交付について、次のとおり確定したので、通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

申請者 氏名

印

電話

内職あっせん事業補助金概算払承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた上記の事業に係わる補助金について、概算払を受けたいので、静岡市内職あっせん事業補助金交付要綱13条の規定により申請します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 概算払を受けたい時期及び金額
- 3 申請の理由

様式第8号（第14条の2関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

報告者	住所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 〕	⑩
	氏名		
	電話		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市内職あつせん
事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円